

発議第 1 号

令和 7 年 3 月 19 日

国東市議会議長 元永 安行 様

提出者

議会運営委員会委員長 野田 忠治

国東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について（案）

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので、提出する。

国東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

国東市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年国東市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第45条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」を改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

発議第 2 号

令和 7 年 3 月 19 日

国東市議会議長 元永 安行 様

提出者

議員定数調査特別委員会

委員長 野田 忠治

国東市議会議員の定数に関する条例の一部改正について（案）

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由 議員定数に関する調査結果に伴い、議員定数を現行の 18 名から次期改選時に 2 名減じて 16 名とするために、本条例を改正する。

国東市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例

国東市議会議員の定数に関する条例（平成 21 年国東市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

本則中「18 人」を「16 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の国東市議会議員の定数に関する条例の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。